

令和3年度普通会計決算認定特別委員会

令和4年10月18日（火）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時26分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

村山政策創造部長

令和3年度決算に係る政策創造部の主要施策等の実施状況及び決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに表示しております令和3年度決算、普通会計決算認定特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

令和3年度に実施いたしました政策創造部の主要施策の成果の概要について1ページから4ページにわたり、13項目を掲げております。

1点目の「未知への挑戦」とくしま行動計画の推進では、本県の進むべき方向を示し、重点的に取り組む施策をまとめた「未知への挑戦」とくしま行動計画を着実に推進するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、進化する行動計画として改善見直しを行いました。

2点目の対外発信戦略の推進では、徳島由来の魅力を#徳島により関連付けした効果的な情報発信戦略を展開するとともに、2025年大阪・関西万博に積極的に参画し、先駆的技術や食文化など徳島の魅力を世界に向けて発信するべく取組を推進しました。

3点目の真の分権型社会の実現と広域行政の着実な推進では、関西広域連合において新たな広域課題に取り組むとともに、全国知事会と連携した政策提言など、真の分権型社会の実現を目指した取組を推進しました。

2ページを御覧ください。

4点目の統計調査の実施とエビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進では、各種統計調査を実施するとともに、加工統計の作成、分析に取り組みました。

また、産学官が連携し、統計データ分析によるエビデンス創出を行うとともに、エビデンスに基づく政策立案を推進しました。

5点目の首都圏における拠点機能の発揮では、東京本部において中央省庁等との連絡折衝や情報収集を行うなど、首都圏における拠点機能を発揮するとともに、本県の積極的な情報発信を行いました。

6点目の関西圏における拠点機能の発揮では、関西本部において関西広域連合との連絡、調整や情報収集、本県の情報発信など関西圏における拠点機能を発揮するとともに、広域行政を促進しました。

7点目の県立総合大学校「まなびーあ徳島」の機能の充実・強化では、県立総合大学校において、県民ニーズや社会潮流に即した講座を開設するなど、県民“まなび”拠点として、まなびーあ徳島の機能の充実強化を図りました。

3ページを御覧ください。

8点目の高等教育機関との連携強化では、高等教育機関と連携し、地域の課題解決や活性化に向けた取組を推進するとともに、地域を担う人材育成の取組を支援しました。

また、大学生等の県内就業を促進し、産業人材の確保を図るため、徳島県奨学金返還支援制度の効果的な運用に努めました。

9点目の市町村行財政の充実強化では、市町村が自主性や自立性などを発揮した行財政運営や行財政基盤の充実強化が行えるよう積極的に助言等を行うとともに、地域課題等への取組を支援しました。

10点目の地方創生の推進では、三つの国難の打破に向け、総合戦略においてグリーン社会とデジタル社会の実装を推進エンジンと位置付け、新次元の分散型国土の具現化に向けた取組を展開しました。

また、本県の強みである光を軸とした光関連産業の振興と光応用専門人材の育成に取り組みました。

11点目の移住交流の推進では、若者、女性目線、大阪圏視点での取組を充実強化し、徳島ならではの創意工夫を凝らした移住促進施策を多様に展開することで、移住交流を促進しました。

4ページを御覧ください。

12点目の過疎地域等の振興では、地域の実情に応じた過疎対策事業の円滑な推進に努めるとともに、地域資源を活用した新しい事業の創出や集落再生の取組を支援しました。

13点目のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進では、デジタル社会の基盤であるマイナンバーやマイナンバーカードの利活用を推進しました。

また、自治体におけるDX推進や情報セキュリティの更なる強化に取り組むとともに、5Gをはじめ革新的なデジタル技術を活用した地域課題の解決に取り組みました。

5ページから9ページにかけては、政策創造部の主要事業の内容及び成果として、24事業に係る事業内容及び成果決算額を記載しております。

説明につきましては省略させていただきます。

10ページを御覧ください。

次に、歳入歳出決算額について御説明申し上げます。

まず、一般会計決算額でございますが、歳入決算額の合計は最下段の計欄に記載のとおり、左から順に予算現額33億2,530万8,524円に対しまして、調定額及び収入済額は28億2,949万4,723円となっております。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

11ページを御覧ください。

歳出決算額の合計は最下段の計欄に記載のとおり、左から順に予算現額65億2,222万4,524円に対しまして、支出済額は52億3,038万5,112円となっております。翌年度繰越額は8億7,013万円、不用額は4億2,170万9,412円となっております。

12ページを御覧ください。

当部で所管する徳島ビル管理事業特別会計及び市町村振興資金貸付金特別会計についてでございます。

歳入決算額の合計は最下段の計欄に記載のとおり、左から順に予算現額23億7,786万9,000円に対しまして、調定額及び収入済額は43億2,737万5,624円となっております。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

13ページを御覧ください。

歳出決算額の合計は最下段の計欄に記載のとおり、左から順に予算現額23億7,786万9,000円に対しまして、支出済額は13億6,582万9,422円となっております。

翌年度繰越額はございません。

不用額は10億1,203万9,578円となっております。

以上、政策創造部関係の決算の概要につきまして、御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査をお願い申し上げます。

#### 立川委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 増富委員

それでは、1点だけ質問させていただきます。

マイナンバーカードの普及に向けた県の取組状況ということでお伺いしたいと思いません。

ただいま部長の説明の中でも一番最後に出てきましたDXの推進の中の、マイナンバーカード申請サポート事業で7,600万円余りの事業をやったということです。

先日、河野デジタル大臣の発表の中で、令和6年の秋には現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードとひも付ける。令和6年度末に予定していました運転免許証とも一体化を前倒しするということが発表されました。

現在、国が進めておりますデジタル田園都市国家構想は地域の課題解決、活性化を目指すということでありますので、マイナンバーカードの活用が非常に重要になってくるということでございます。

県民の利便性向上の面からも、このカードや証明書などばらばらだったものが、このカード1枚で様々な活用ができる、正にデジタル社会のパスポートということで、早期普及につなげていく必要があると思います。世界的に見ても、先進国の中で見ても、去年のデータですが、世界の中で日本が27位と非常にデジタル環境が遅れているということが見て取れます。

まず、1点目は、本県で令和3年度のこのカードの交付枚数と交付率が幾ら増加したのか。また、現在の本県と国全体の交付状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

ただいま増富委員から、令和3年度のマイナンバーカードの交付増加状況と現在の本県、国全体の交付状況について御質問を頂きました。

まず、本県におけます令和3年度のカードの交付状況といたしまして、令和2年度末に22万枚、30.0パーセントであったものが、令和3年度末には30万枚、41.1パーセントと

なっております。令和3年度の県内の交付の増加枚数は約8万枚、交付増加率は11.1パーセントとなっております。

また、2点目の本県と国全体の現在の交付状況ということで、令和4年9月30日現在の数字で、県、国のカード交付状況は、県が交付枚数33万7,564枚、交付率が46.4パーセント、国は交付枚数が6,165万枚余り、交付率は49.0パーセントとなっております。

#### 増富委員

マイナンバーカードを取得するメリット、デメリットがあると思うんですが、代表的なメリットとしては身分証明書になる、マイナポイントがもらえるなど、いろんなことをひも付けすることにより、これ1枚で便利に使えるということがまず挙がると思います。逆に、デメリットとしては代表的なところで盗難、紛失による個人情報の漏えいのリスク、これも考えないかんとということで、普及が遅れているのだと思います。

御答弁の中でも、本県の交付率が46.4パーセントということで、実際、今申請を含めて恐らく50パーセントは超えていると思うんです。ちょうど県民の半分以上が取得したところということで、県としても様々な取組を進めていると思いますが、まだまだこのカードのことを十分に知らないという方もたくさんおると思います。

申請の窓口となっております市町村への支援、さらには県独自の取組、またカードのメリットを県民に啓発することが非常に必要だと考えますが、県としてこれからどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

ただいま、マイナンバーカードの普及に向けまして市町村への支援、県の取組、また県民の方へのメリットの周知について県としてどのように進めていくのかとの御質問を頂きました。

県といたしましても、実施主体であります国や市町村としっかりと連携、協力をしながら、カード普及の取組を着実に進めていく必要があると認識しております。

そこで、本年度の取組でございますが、まずはカードの普及拡大に向けた県独自の取組ということで、一昨年度に引き続きまして県版のプレミアムポイント事業の第2弾を実施し、カードの新規取得者を対象といたしまして、キャッシュレスの決済サービスの県内利用に対しまして30パーセント、最大3,000円の県独自ポイントの上乗せを行いまして、全国トップを切って本年4月1日よりプレミアムポイント事業を実施しているところでございます。

また、もう1点、市町村への支援でございます。

昨年度に引き続き、県が主体となった出張申請サポート事業、こちらも第2弾ということで、県民のカード申請手続をサポートいたしますため、スーパーマーケット等の県民にできるだけ身近な場所でサポートの窓口を設置いたしまして、令和3年度につきましては210回、7,284名の方に、また令和4年度につきましては、現在実施中でございますが、9月末現在で約140回開催いたしまして、9,300名を超える県民の皆様のカード申請をサポートしております。会場でもアンケート等の聞き取りをさせていただいておりますが、約8割の方から、このイベントがなければ作っていなかったというようなお声も頂いたところ

でございます。

さらに、市町村に対しましては県内自治体の工夫を凝らした取組事例が多数ございますので、こちらや県外の事例等をきめ細やかに紹介いたしまして、効果的な普及施策の横展開を図っているところでございます。

また、委員からお話のありましたカードのメリットを県民の皆様へ啓発することが重要と認識しておりまして、この出張申請サポートにおきまして、カードが本人確認の際の公的な身分証明書になること、住民票のコンビニ交付、e-Taxなどのオンライン申請で利用できることに加え、特に身近な利用シーンとなります。お話のありましたマイナ健康保険証の利用につきましては、就職や転職、引っ越しをしても保険証の切替えを待たずに速やかに受診ができること、自分の薬の処方履歴や特定健診結果を確認でき、本人の同意の下で医師、薬剤師に薬剤情報や特定健診情報を共有することで、正確なデータに基づく重複のない診療や薬の処方が受けられること、また手続なしで限度額以上の一時的な支払も不要になるといったことなどを、来場の皆様に丁寧に説明をしているところでございます。カードの取得方法でありますとか、使い方が分からないといった県民の皆様の疑問にお答えしてサポートできますよう県として国、市町村とともにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 増富委員

御答弁の中でもカードのメリットを県民に啓発するという事です。これは非常に大事なことだと思うんです。

逆に、デメリットを払拭することがもっと普及が伸びていく一つかなと思うんです。デジタル庁の資料によれば、マイナンバーカードの未取得理由で最も多いのが情報流出が怖いからが35.2パーセント、次いで申請方法が面倒だからが31.4パーセント、マイナンバーカードにメリットを感じないからが31.3パーセントということです。情報流出についてはマイナンバーカードのセキュリティ対策というページに、紛失や盗難の被害にあった場合は24時間365日体制で一時利用停止が可能である、アプリごとにパスワードを設定し、一定回数間違えると機能をロックされる、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みを採用しているということで、実際にマイナンバーカードの所有による個人情報の直接的な流出にはつながらないが、それが伝わっていないということが普及の障壁になっているというようなことをデジタル庁が書いているわけです。

それと、マイナンバーカードの未取得理由に申請方法が面倒くさいというのが30パーセント以上です。これから保険証や運転免許証にひも付けていくんですが、これはまた市町村の窓口に行かなあかんのですか。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

カードの取得の際には、市町村の窓口に行く必要があるかということで御質問いただきました。

基本的にカード取得の際には法律で本人確認が市町村長に義務付けられておりますので、受け取りの際に行く必要がございます。また、別の方法としまして、申請時の確認ということで、市町村に行って申請の手続をした際にあらかじめ確認をしておきますと、

カード発行の際に本人確認付きの郵送で受け取るといった点がございますが、申請時あるいは受取時に一度市町村のほうに確認する必要がございします。

#### 増富委員

僕はワクチンの接種証明をマイナンバーカードでやったんです。マイナンバーカードで自分の暗証番号を押したら3回接種しましたというようなことが出たんですけど、保険証もこんな感じなんですか。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

保険証につきましては、直接保険証のデータをカードに入れるということではなくて、保険証のデータとシステムを使ってひも付けるという仕組みでございします。マイナポータルのほうに携帯電話等とカードでアクセスをしていただきまして、このひも付けするところを承認いただきますと、システム間でつながるということで、手続的には申請のみとなっております。

#### 増富委員

最後に、県においてもカードの普及促進、県民へのサポート事業ということで様々な事業を展開しておるんですが、国においては、今年度末にほぼ全国民に行き届かせるというようなそういう話があります。現実的には非常に難しい、無理だと思うんですが、県としてこの目標達成に向けて今後どのように取り組んでいくのか、最後にお伺いしたいと思います。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

増富委員より、ほぼ全国民に行き渡るという目標に向けてどのように取り組むかということで御質問いただきました。

全ての県民の皆様にカードを普及するという目標は非常に高いものではございしますが、県としては、様々な理由でこれまで申請いただけなかった方、例えば数多く御相談を頂いております、スマホでの申請方法が分からないという方には、先ほど申しました身近な場所で写真撮影から申請完了まで一連の手続をお手伝いいたします出張申請サポートによりまして、デジタル格差対策の実施や、申請に行く時間がないという方に対し、平日、企業や学校での訪問サポートの実施などによりまして、県内でのカードの普及は一步一步着実に進展していると考えております。

市町村では既に申請数ベースとはなりますが60パーセントを超えるところも出てきておりますので、まずは県全体といたしまして早期に過半数となります50パーセントを達成いたしまして、それを更に60パーセント、70パーセントへと着実に積み上げるよう、カードの普及施策に一步一步しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 増富委員

特に、イオンのようなスーパーマーケットで非常に活動しておると聞いておりますので、引き続き、県としても十分に広がるように頑張っていたいただきたいと思います。よろし

くお願いします。

達田委員

今、マイナンバーのお話が出ましたので、このことでお尋ねします。

マイナンバーの普及促進のための令和3年度の決算でも申請サポート事業7,680万8,000円ですね。このうち臨時交付金は幾ら使われているのでしょうか。

木野内デジタルとくしま推進課長

マイナンバーカードにおけますコロナ臨時交付金の充当状況について主なものを申し上げます。

まず、マイナンバーカード出張サポート事業につきましては、事業費7,680万8,000円にコロナ臨時交付金を充当させていただいております。内容といたしましては、先ほど申したとおりスーパーマーケット等の施設での申請サポート事業でございます。契約期間といたしましては令和3年4月1日から10月31日まで実施したものでございます。

達田委員

コロナ対策ですと。

臨時交付金はほぼどんなものに使ってもいいということなんですけれども、私はやっぱり国民の間で賛否両論があるこういうところに使ったということは、ちょっとおかしいなと思うわけなんです。

それで、今も御質問がありました普及なんですけれども、今いろんなお金を付けてポイントがあります、得します、申請してくださいということで努力してきたわけです。県は、これからも60パーセント、70パーセントと引き上げていきたいと思います、これからも努力をしますという中で、突然、健康保険証を2024年の秋に原則廃止してマイナンバーカードを事実上義務化するということです。今までの努力は何だったんだというようなことですけれど、県はこのことに関してどのようなスタンスで臨んでいくのでしょうか。

木野内デジタルとくしま推進課長

達田委員より、マイナンバーカードの健康保険証利用により一気に義務化されることについて、県としての考えを御質問いただきました。

カードにつきましては、対面でもオンラインでも安全、確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤ということで、県としてはその早期普及を図っていくことが重要と考えておりまして、国におきまして国民の方が様々な場面で利便性を享受できるよう、その利用機会の拡大が順次図られていると考えております。

御質問の健康保険証利用に関しましては、令和3年10月20日から利用の本格運用が開始されまして、令和5年4月からは原則全ての医療機関、薬局におきまして、健康保険証に対応したシステム導入が予定されております。報道にありますように、令和6年秋をめどに現在の健康保険証を廃止してカードに切り替えるという方針も示されたところでございます。

県といたしましては、健康保険証を利用することにより、先ほど御説明させていただ

たとおり、就職や転職、引っ越しの際の県民の利便性が向上すること、また、正確なデータに基づいた重複のない診療や薬の処方を受けられるといったメリット、また、金額面でも手続なしで限度額以上の一時的な支払もないといった様々なメリットがありますことから、県民の皆様へこうした多くのメリットをしっかりと周知いたしまして、カードの普及につなげてまいりたいと考えております。

一方で、高齢者の方などは健康保険証の利用機会が多いと思うんですけれども、スマホなどでの申請が困難という方には、先ほど申しました出張申請サポートの機会等を通して支援してまいりたいと考えております。県の出張申請サポートでも利用者の約4割の方が60歳以上という状況にもなっておりますので、そういったサポートもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、今回のマイナ健康保険証の切替えに関しましても、厚生労働省のほうから、カードがない方も公的医療保険による診療を受けられるように丁寧に対応するといった基本的な方針も示されているところがございますので、県といたしましては、こうした国の動向をしっかりと注視しながら、カードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 達田委員

普及に取り組んでいくということです。今、まだ徳島県内では半分までも届いていないんですけれども、一番大きなのは先ほども御質問がありましたけれども、個人情報保護に不安があるからなんです。もし紛失したときにリスクが恐ろしく高いと申請しない人が多いわけなんですけれども、これに対しての解決策はあるんですか。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

達田委員より、マイナンバーカードに関する個人情報保護への対策の考え方について御質問を頂きました。

まず、マイナンバーカードにつきましては、カード自体には税や年金、また今申しました健診の結果、薬の情報といったプライバシー性の高い情報は記録しておりません。また、各システム間の情報のやり取りに関しましても、このマイナンバーそのものを使用しないといった、まずは安全性最優先の制度設計でありますとか、運用が徹底されておりますとともに、国や地方公共団体情報システム機構におきましてもセキュリティ対策のより一層の強化、安定稼働を図るべく次期システム開発も進められているところであります。

加えて、県民の皆様への周知が重要であることから、様々な啓発の機会を通して安全性の理解、促進に取り組まれているところでございます。

県といたしましてはこうした国の動きと連携いたしまして、市町村と協力しながらマイナンバー制度、マイナンバーカードの安全性につきまして、県民の皆様への周知、啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

#### 達田委員

県民の皆様への御理解というんですけれども、もしこれが情報漏えいというようなことで個人情報の保護ができなかった場合に御理解はしてもらえないと思うんです。個人情報をきちんと守る100パーセント確実な方法というのは今ないわけなんです。だから、心配し



てやめとこうかという方がいらっしゃるということなんです。その問題も解決しないで、いきなり事実上義務化していく、これはおかしいと思うんです。

もう1点は、国の姿勢の問題なんです。県はどう考えているのかということをお尋ねしたいんです。

2021年3月24日に内閣委員会総務委員会連合審査会のときに、政府は従来より多様な幸せの実現ということですから、マイナンバーカードをはじめデジタルを全く活用しない生活様式を否定しているものではありませんと答弁しているんです。今回、事実上義務化するということは、全くこれと反することになるわけなんです。今までは県も努力して、県民の皆さんに理解いただいて申請していただきますという努力をしてきたということなんですけれども、全くそれを無視して事実上義務化していく。こういう180度態度を変えるという政治の在り方でいいのかということが問われていると思うんです。

この国のやり方に対して、県はそうですかについていくんでしょうか。

木野内デジタルとくしま推進課長

達田委員より、国の方針に関して県としてどのように考えるかということで御質問いただきました。

まず、このマイナンバーカードのベースとなります国のデジタル田園都市国家構想におきましては、デジタルが中心というのではなく、デジタルを活用して県民の皆様の利便性の向上、都市と地域の格差解消といった県民生活の向上を目指す取組でございまして、そのためのベースとなりますデジタル社会のパスポートということで、一つの手法としてマイナンバーカードが重要になってくると考えております。

例えば、デジタル改革関連法の中でも位置付けられましたが、国、県、市町村の公的給付等が受けられない方に対しましても、この制度の創設によりまして、令和3年度からは県内全ての市町村におきまして、カードにより長期化するコロナ下での県民生活を支援する、例えば子育て支援の生活特別給付金のプッシュ型の給付というような仕組みにもつながっております。

こうした県民の方、国民の方にメリットがある取組を国のほうで進めていただいていると考えておりますので、県といたしましては市町村と共に、このベースとなりますカードの普及にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

達田委員

大臣が変わったからといって何も議論せずに突然やり方変えるというのはおかしいと思うんですよ。

マイナンバー法の第16条の2というのによりまして、機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとするとなっています。申請に基づきと。ですから、そもそも申請を事実上変えて義務化するということになりまして、法に反するということになると思うんです。

私はこういう面からもやっぱり義務化してみんな変えていくんですよということを認めることはできないと思います。こういうやり方はやっぱり認められないということを申し上げ

げておきたいと思います。

もう1点です。

とくしまぐらし応援課ということで、コロナ対策として様々な事業に取り組んできておりますけれども、中でも令和3年度は学生への食料支援を行っていたと思うんですね。令和4年度はこの食料支援が予算化されていないと思うんです。要望はまだまだあると思うんですけれども、令和3年度にしてきた成果、そして令和4年度への継続ができていない理由というのをお尋ねしたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

達田委員のほうから、昨年実施いたしました県内学生とくしまぐらし応援プロジェクトについての御質問を頂きました。

こちらの事業につきましては、昨年5月の臨時議会においてお認めいただきまして、県内で主に独り暮らしをされている学生に対して、県内のお米や県産の加工品というようなものをお配りして生活の支援を行うという取組でございます。

昨年5月といいますと、コロナの影響で飲食店の時短要請等もやっております、学生におきましては飲食店でアルバイトをして生活費を稼ぐという学生が多かったので、それぞれの学校におきましても独自の支援策をとられておったんですけれども、やはりその辺につきましては教職員の方の好意ということで継続的な支援が難しいというところがありまして、県のほうで議会において予算のほうを認めていただきまして、学生の支援を行ってきたところでございます。

また、こちらについては、当初3か月間ということで予定しております、6月、7月、8月とやっておったんですけれども、まだ状況が改善されていないということもありまして、9月議会のほうで10月以降6か月間ということで補正予算をお認めいただきまして取組をしてきたところでございます。

達田委員

この食料支援につきましては、まだまだ御要望があるんです。

ボランティアで取り組んでいる方々もいらっしゃいますけれども、毎回たくさんの学生さんが食料を受け取りに来るといような状況がございます。アルバイトも元に戻っていない状況がございますし、暮らしは本当に大変なんです。そういうところに令和3年度に支援をされたわけなんですけれども、そのときに県外からおいでている学生さんなんかは、徳島というところは何て温かいところなんだと本当に喜ばれておりました。そういうことで、とくしま回帰とか、徳島へ移住してくださいとかいろいろ言うんですけれども、やっぱり徳島の良さ、温かさというのはこういうところに出てくると思うんです。今、本当に困っている学生さん、低所得の方で食料に困っているという方がまだまだいらっしゃるんです。コロナが収まってきたからもういいだろうということではないと思うんです。そういう声をくみ上げて本当に喜ばれる制度というのは、まだまだ続けていく必要があると私は思うんです。こういうことを是非お願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

河原とくしまぐらし応援課長

達田委員から、学生はまだまだ厳しい状況が続いておるということで、引き続き支援が必要ではないかということでお話を頂いております。

昨年度行ったときには、先ほども申し上げたように飲食店の時短要請といったことで主に学生が大変困っているという状況もありまして、そういった事業をさせていただいたところがございます。

現状におきましても、コロナは続いておりますし、また原油高や物価高騰が続いておりますが、こちらについてはまたコロナの臨時交付金でその用途で使える財源も示されておりますので、そういったものを使って困っている方の支援につなげてまいりたいと考えております。

達田委員

是非、県民の方からの御意見をよく聞いて御要望に応えられるようにしていただきたいと思っておりますので、お願いしておきたいと思っております。

最後なんですけれども、この決算認定特別委員会では、各部局における地方創生臨時交付金の使途について伺ってまいりました。それで、各部で主な使途とか成果を聞いてきたんですけれども、ここでは各部に対してどれだけ充当してきたのかということ、詳しくお伺いする時間もございませんので、総額幾ら入ってきて各部に対してどれだけ配分されたのかというような点をお尋ねしたいと思っております。

河原とくしまぐらし応援課長

新型コロナ対策の地方創生臨時交付金の入ってきたお金と各部への配分について御質問頂いております。

臨時交付金につきましては、令和2年度から3年度にかけては、国から総額425億5,000万円の配分を受けております。こちらにつきましては、令和2年度、令和3年度で約384億9,000万円の歳入決算額となっております。部ごとの配分と歳入決算額は令和3年度の歳入決算額となりますけれども、令和3年度の歳入決算額につきましては約219億6,000万円となっております。最も多い部局で言いますと危機管理環境部で137億円余りとなっております。次に多いのが商工労働観光部で35億円余りという状況になってございます。大きなところにつきましては危機管理環境部と商工労働観光部の二つの部局ということになります。

達田委員

できましたら、この配分がどのように充当されてきたのか、状況が分かる資料を頂けたらと思っておりますので、お願いをして終わります。

吉田委員

お疲れのところ、私から1点お伺いします。

ふるさと納税についてお伺いします。まず、徳島県への令和3年度の実績について教えてください。

川人総合政策課長

ただいま、ふるさと納税の令和3年度の実績について御質問を頂いたところでございます。

本県の令和3年度の実績でございますけれども、寄附件数につきましては、対前年度151件減となります2,210件、寄附金額につきましては、対前年度889万3,906円減の4,480万7,388円となっているところでございます。

吉田委員

前年度を下回っているようなんですけれども、その要因は分かりますか。

川人総合政策課長

前年度を下回っている要因についての御質問でございます。

前年度に比べまして、件数、金額ともに下回っておるところでございますけれども、令和2年度の実績の中には、令和2年7月豪雨により被災しました熊本県の要請を受けて実施いたしました災害代理受付の実績が、件数でいいますと522件、金額でおよそ1,185万円分ございます。これらが含まれるということから、対前年度減となっているというところでございます。

吉田委員

その減額の要因を考慮すれば令和2年度、令和3年度と比べてどうだったんでしょうか。

川人総合政策課長

令和2年度の特種要因的なものを除いた場合の実績でございますけれども、件数でいたしますと371件、金額でいたしますと約296万円の増となるところでございます。

吉田委員

要因を取り除いたら少し増加しているということで、県においても様々な工夫を凝らされたと思うんですけれども、ふるさと納税について気になるのは、徳島県への収入と同時に徳島県から県外に流出している、よその県に納税された金額が気になる場所なんです。そちらが分かりましたら金額を教えてください。

川人総合政策課長

ふるさと納税の実質収支に係る質問かと思われまします。

令和3年度の実質収支につきましては、令和3年度に受け入れました寄附金額がおおよそ4,480万7,000円でございます。こちらから返礼品の調達でありますとか送付等の必要経費がおおよそ1,542万9,000円掛かっており、こちらを差し引くとともに、県民が県内の市町村あるいは県外の自治体にふるさと納税をした際に税控除を受けた県民税分が、推計値とはなりますけれども、約7億2,266万4,000円となり、こちらが翌年度つまり令和4年度の本県

の税収入から差し引かれるということになります。

なお、県民税の減収分につきましては75パーセントが地方交付税交付金、普通交付税で補填されることとなってございます。これらを踏まえまして算定を行いますと、令和3年度におけます本県のふるさと納税の実質収支額の推計値は約1億5,000万円赤字となるところでございます。

ただ、1億5,000万円ほどの赤字なんですけれども、都道府県分の実質収支がマイナスになるということにつきましては、都道府県の分よりも市町村が受け入れるふるさと納税の額がはるかに多いということもございまして、都道府県民税の控除に伴うマイナス分が非常に大きい額になるということもございまして、全国的に見ましても令和3年度で黒字となっている都道府県につきましては7県のみという状況になっているところでございます。

#### 吉田委員

ふるさと納税については、県以外に市町村分のほうが総額は大きいと思うんですけれども、出ていく分が多かったとしても75パーセントが補償されるということで、でも25パーセントはやっぱり影響があるということです。市町村分の金額も併せて分かたらよかったですけれども、今日はちょっとそこまで私も調べられていませんので、県について伺いました。

御存じのとおり、ふるさと納税は納税者にとっては有利な制度です。実質2,000円の寄附で返礼品が返ってきて、税額は2,000円分しか減らない。ちょっとおかしい言い方ですけど、納めなければいけない税金は同じで、返礼品の分だけもうかる制度なんです。

これを先の鳥取県知事の片山さんがオレオレ詐欺だとテレビでおっしゃっているのを聞いてそうやなと思ったことあるんですけれども、目先の返礼品に釣られて、もうかりますよというので寄附をしていると、あとから自分の住んでいる自治体が貧しくなっている。それは詐欺じゃないかというようなことをおっしゃっていました。ある角度から合っているんじゃないかなと思います。

でも、この制度がある以上、県の特産品や地域の産品を売り込めるというメリットもありますので、やはり制度がある以上利用していかないと流出分だけが増えて徳島県が貧しくなっていくということにつながるの、工夫を凝らしてやってほしいと思います。

データを見てみましたら、古いデータしかなくて、平成30年のデータなんですけれども、県の分と市町村の分と、今課長がお答えいただいた必要経費の中の返礼品の調達費は県の業者のほうに入るわけなんで、それを引かずにやっているデータで、徳島県は寄附の金額と住民税の減税額とが大体とんとんで、平成30年では少し寄附のほうが多くなっています。東京都はこの制度がないので、46道府県のうち赤字になっているのは11県しかなくて、ほかのところはおおむね収入のほうが多くなっているところです。人口当たりのその差引控除額は、徳島はちょっと少なく総額が6,300万円の黒字となっています。一人当たり84円の黒字です。頑張っているといえば頑張っているんですけれども、他県の人口が減少しているような県ですごく頑張っている県がたくさんありますので、いろんな意味で市町村も含めてふるさと納税制度を有効に活用して県の産業の振興に努めていただきたいと思います。

岡委員

1個だけ聞かせてください。

資料の7ページ、広域行政推進費の旧合併特例法に基づいた市町に対する財政的支援を行うことにより、合併後の一体的なまちづくりを支援したというので9,665万8,000円出ているんですけども、ちょっと勉強不足で、旧の合併特例法に基づいた財政的支援を分かりやすく答えていただけたらと思います。

立川委員長

小休します。（12時17分）

立川委員長

再開します。（12時17分）

賀原市町村課長

市町村合併特例交付金について御質問を頂きました。

本県の市町村合併特例交付金につきましては、旧合併特例法に基づき合併した市町に財政的支援を行うことにより合併に伴い発生する緊急の財政需要について負担軽減を図るとともに、合併後の一体的なまちづくりを支援するものでございまして、各市町の市町村建設計画に掲げられた事業を対象として交付金を交付してまいりました。

この特例交付金につきましては、対象期間を当初合併告示のあった年度から5年以内とされていたのですが、平成18年度に市長会、町村会から期間延長についての御要望を頂きまして、対象期間を合併告示のあった年度から10年以内に延長し、延長後の合併告示から6年以降10年以内の事業につきましては、その執行時には市町村振興資金を活用いただき、貸付金を償還する年度に償還金に相当する額を交付金として交付するという新たなスキームを平成19年1月に創設して対応しているところでございます。

これまで、県内の合併市町10市町におきまして交付上限額66億円、旧スキームの執行済額は43億100万円、新スキームによる貸付済額が18億7,100万円、新スキームによる執行済額が17億4,000万円、令和4年度以降の交付予定額が1億3,000万円となっております。令和3年度は吉野川市ほか7市町に対しまして9,650万円を支出したものでございます。

岡委員

もうちょっと勉強してからいきますけれど、来年度からは1億3,000万円。これはずっとですか。

賀原市町村課長

令和4年度も吉野川市のほか5市町に対して7,721万円を交付予定でございまして。令和5年度につきましても、阿波市ほか3市町に対して3,804万円を交付することになっております。

（「以降は」と言う者あり）

以降については、まだちょっとそこまでの資料を持っておりません。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

それでは、令和3年度の特別交付税の算定について、本会議でも少し聞きましたがお尋ねいたします。

3町から説明を求められている算定内容について、黒塗りの資料を情報公開で頂いた中に、県及び市町村の相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあるもの、また、地方公共団体が行う事業に関する情報であって、公にすることにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものということで、情報公開条例8条3号と4号に当たるので公開しないという説明があったわけですが、これだけでは分かりませんので、具体的にどのように意思決定の中立性が不当に損なわれるのか、適正な事業遂行に支障が及ぶのか、説明をしてください。

立川委員長

小休します。（12時22分）

立川委員長

再開します。（12時22分）

ただいま、理事者に確認しましたところ、市町村の特別交付税は国から市町村に直接交付されるということで、今回の決算資料には出ていないということでございます。

扶川議員におかれましては、そのことを御留意いただいた上で質疑をされるようお願いを申し上げます。

賀原市町村課長

扶川議員より、特別交付税に係る情報公開についての御質問を頂きました。

先日の総務委員会付託委員会の際にもお答えさせていただきましたが、御質問の情報公開請求につきましては、徳島県情報公開条例に基づき、それぞれの公文書の内容に鑑み、市町村課において公文書公開、公文書部分公開を決定したものでございます。

具体的に部分公開とした理由を申し上げますと、当該公文書が条例第8条第3号で規定する、県及び市町村の相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあるもの及び条例第8条第4号で規定する地方公共団体が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断したものでございます。

特別交付税は、地方交付税法において地方交付税額の6パーセントに相当する額とされ、その総額が限られる中、他の都道府県で災害が頻発したり、大雪に伴い除外雪に要する経費が増加した場合、本県の算定額が厳しい状況になることが考えられます。このため、同じ団体におきまして前年度と同額の特別の財政需要が生じたとしても、当該年度の特別交付税の算定において必ずしも前年度と同額を算定できるとは限りません。

また、県内においても、例えば昨年のように県南で線状降水帯による豪雨が発生した場合は他の地域の団体の算定額が減少するなど、各団体間における災害の規模や頻度が異なるため、特別の財政需要の額や内容は変化をいたします。こうした特別交付税の役割や特性を踏まえ、部分公開とさせていただいた箇所につきましては算定の際に各団体から提供いただきました内部情報であることから、公表した場合には中立性が損なわれたり、事業の適正な遂行に支障があるものと判断させていただいたところでございます。御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 扶川議員

今話を聞いて具体的なのは、内部情報なので中立性が損なわれるということぐらいです。あとはもうほとんど条例を読み上げただけです。私が言ったことのオウム返しがありましたけれど。

徳島県情報公開条例というのは、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であって、それによって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とするとうたわれておりますけれど、県は3町から訴えられているわけですよ。理解と信頼どころか不信を拡大しているんです。県がこれを伏せていることによって。

内部情報なので中立性を損なうなんて、情報公開請求をすればそれぞれの市町村の県に提出した資料は何にも隠さずに出てきます。その数字を使った計算式を県が公開したらどうして中立性が損なわれるんですか。理屈が分からないんです。もう少し説明してください。

#### 賀原市町村課長

扶川議員より、特別交付税に係る情報公開についての御質問を再び頂きました。

先ほど申し上げましたとおり、御質問の情報公開請求につきましては、徳島県情報公開条例に基づき、それぞれの公文書の内容に鑑み、市町村課において公文書公開、公文書部分公開……

（「委員長、不誠実です。この答弁は」と言う者あり）

具体的に部分公開とした理由を申し上げますと、当該公文書は条例第8条第3号に規定



する県及び市町村の相互間における検討に関する情報でございまして、公にすることにより、意思決定の中立性等が不当に損なわれるおそれがあるもの及び条例第8条第4号で規定する……（「もう止めてください、時間の無駄」と言う者あり）地方公共団体が行う事業に関する情報であって、公にすることにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断したものでございます。特別交付税は、地方交付税法によりまして……（「止めてください。同じこと言っているじゃないですか」と言う者あり）地方交付税額の6パーセントに相当する額とされ、その総額が限られる中……（「答弁じゃないですよ、こんなのは」と言う者あり）

立川委員長

続けてください。

（「時間潰しでしょう」と言う者あり）

賀原市町村課長

先ほどと同じ答弁になります。

扶川議員

同じことをやって、もうあと7分しかなくなりましたけれど、それが誠実な態度ですか。県民の知る権利を保障する、そのことによって理解と信頼を深めるどころか、県民の代表たる議員の質問に対してもそういう不誠実な答弁をするのが飯泉県政の姿勢ですか。知事の指示ですか。これを答える、答えないに関しては知事と相談しましたか。

賀原市町村課長

知事と相談してございません。

そして、これまでに3町からは算定根拠の開示につきまして文書による質問がございましたので、6月13日と6月30日に県からも文書で回答したところでございます。

御存じのとおり、去る9月16日に3町が県に対して損害賠償を求める訴訟が徳島地方裁判所に提出されているところでございます。御質問の内容は、訴訟に影響を及ぼすおそれがあるものと考えますので、御答弁を控えさせていただきます。

扶川議員

訴訟は訴訟です。議会の議論は議会の議論です。訴訟の結論が出るのは何年も掛かります。下手すると。それまで一切答えないなんてことでいいんですか。訴訟に関わることでもどんどん質問してきましたけれど、私。今みたいな形で答弁拒否なさるといのは納得がいきません。それは知事に相談していないとおっしゃった。じゃあ、知事に相談してください。これが答えないというのが知事の考えであるというのは確認しておきたいですから。来年、知事選もありますし、それが徳島県の知事の政治姿勢なんだという理解していいんだと思いますから、確認してください。それお願いしますが、どうですか。あとで教えてください。

立川委員長

扶川議員に申し上げます。決算に沿った質疑を行ってください。お願いします。

小休します。（12時30分）

立川委員長

再開します。（12時33分）

賀原市町村課長

情報公開につきましては、実施機関においてこういう指定公文書を特定して非公開情報に該当する場合を除き原則公開することとしております。条例における非公開情報に該当する場合といたしましては、個人に関する情報であって、特定個人が識別されるもの、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものなどを含む七つの情報がございまして、これらについて実施機関、今回は市町村課において個別具体的に公開による利益と不利益とを考慮した上で、公開にすることはできないものとして適正に判断され決定したものでございます。ですから、これを知事に相談することはございません。

扶川議員

相談するつもりはないということですね。今お聞きしたの。

私がお願いしたように、相談してもう一遍聞いてもらうということではないと、そういうことなんですか。そう聞こえたんです。そういうことなんですね。

賀原市町村課長

実施機関におきまして判断しておるものでございますので、相談する必要はないものと考えております。

扶川議員

これだけ大きな問題になっていることについて、知事の判断を求めないなんての異常に感じますけれど、その業務執行のやり方について、先ほど来お尋ねしているわけです。県のものについては昨日の委員会でも聞きましたけれど、市町村に対して当部は非常に重大な責任を持ってお金の配分をしているわけじゃないですか。そのお金の配分が少ない分だけそれぞれの住民が被害を被るわけじゃないですか。だから、公平公正にやられているんだということを、きちんと説明する責任あるじゃないですか。その当たり前のことをどうしてしないのかというのは、私は理解できませんよ。理解する県民がいらないと思いますよ、こんなん。だから、到底納得できるものではありません。

それで、具体的にどう適正な事務執行が妨げられるのかとか、中立性が侵されるのかとか、条文読み上げたただけであって何の説明にもなっていないですよ。私は中立性を侵されることなんてないじゃないかってさっき聞いたんですよ。市町村自身が情報公開で素直にちゃんと出してくる数字を使って計算しているんじゃないですか。要は、計算式の部分をどんなふうに算定したかという部分を見せたくないんでしょう。市町村の情報だなんて

言ってますけれど。それは結局、自分たちのやっていることを隠したいからでしょう。そうとしか思えませんよ。算定式を公開するという事はルール違反でも何でもありません。長野県なんかそうやっているわけです。徳島県がなぜそれができないのか。それが、徳島県の姿勢なんだなというふうに理解せざるを得ないんですよ。それでいいですね。

賀原市町村課長

ただいま最後のほうに、長野県のように徳島県も算定方法等開示するべきというような御質問ございました。

長野県が算定方法を開示していることは承知しております。しておりますが、その他の都道府県につきましては、算定方法を開示されていないものというふうに認識しております。

なお、長野県の算定方法がルール化されたのは、平成13年であることを確認しております。長野県の算定方法が本県を含めます他の都道府県の実情に合っているのであれば、全国的に採用する流れになっていても不思議ではないところでございます。ですが、そのような状況にはなっていないものと認識しております。

特別交付税の町村分の算定につきましては、地域の実情に詳しい都道府県におきまして算定することとなっております。その算定方法はそれぞれの都道府県における地域の実情に応じて異なるものと認識してございます。また、県内町村の特別の財政需要の性質や規模等は毎年異なるとともに、各町村において様々な特別の財政需要が存在いたしますため、各町村の特別の財政需要の一つ一つの全て算式化することは困難と考えているところでございます。

本県におきましては、各町村から各種資料を御提出いただくとともに、担当者に聞き取りを通じてしっかりと把握させていただいた各町村の特別の財政需要を基に、特別の財政需要の性質等に基づいて、適切な算定に努めておるところでございます。

（「もう同じですから……」と言う者あり）

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の審査を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

今回、審査いたしました令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、これを認定すべきもの決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

それでは、令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、御異議がございませんので、起立により採決いたします。

本件については、認定すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件については認定すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり認定すべきもの（起立採決）

令和3年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、4日間にわたり、終始御熱心に御審査を賜り、また委員会運営に格段の御協力を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、金井会計管理者をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度で審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第であります。

今後におかれましても、審査の過程において各委員から表明されました意見並びに要望を十分尊重せられ、施策の推進に当たられますよう強く要望してやまない次第でございます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

金井会計管理者

一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

立川委員長さん、寺井副委員長さんをはじめ、各委員の皆様方には、去る10月11日から本日まで4日間にわたり、令和3年度徳島県一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算につきまして、御審査を賜り誠にありがとうございました。

この間、委員の皆様方から頂戴いたしました決算をはじめ、県政各般にわたる貴重な御意見、御提言につきましては、今後、各種施策を推進するに当たりまして、十分生かしてまいる所存でございますので、引き続き、御指導、御鞭撻ごべんたつを賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

4日間、どうもありがとうございました。

立川委員長

これをもって、普通会計決算認定特別委員会を閉会いたします。（12時42分）